

様式第 2（第 5 条関係）

年 月 日

鹿児島市長 殿

住 所

氏 名

※押印を省略する場合は署名してください

鹿児島市移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

記

- 1 わくわくかごしま移住促進事業及び鹿児島市移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿児島市から求められた場合は、それに応じます。
- 2 鹿児島市移住支援金交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号の規定を満たす場合は、支援金の交付申請日から 1 年を経過した日の翌日から、その日を起算日として 3 0 日以内に就業状況報告書を提出します。
- 3 以下の場合には、鹿児島市移住支援金交付要綱第 1 2 条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に鹿児島市から転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) わくわくかごしま移住促進事業実施要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に鹿児島市から転出した場合：半額
- 4 申請者の住所・連絡先に変更があった場合、変更内容について鹿児島市に報告します。

住所・連絡先変更時には、下記までお知らせください。

〒892-8677 鹿児島市山下町 1 1 - 1

鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課

電話番号 0 9 9 - 2 1 6 - 1 3 2 5

メールアドレス koyosuishin@city.kagoshima.lg.jp